

特集 議会の活性化 Vol.5

議会改革

見えないう「議会・議員活動」

我々、西原町議会は平成27年の6月定例会にて「議会活性化調査特別委員会」を設置し現在まで、取り組みを行っています。



「本委員会の目指すところ」

- ①改革先行型
- ②議会改革と住民参画の二つの視点で改革

以上を主眼として、議会活性化を目指して、取り組んでいます。

①改革先行型

「見えることから始めよう」を合言葉に取り組み、議会審議をより深めまた、円滑に進めるため「確認事項」(議員の質問・質疑に対して趣旨及び内容を確認する。)を先の6月定例会より、議会会議規則を改定し、試験運用を開始しました。また、議会傍聴へ来れない方や各議員の議会活動を見てもらうために、「議会の録画中継」をYouTubeにて配信を開始しました。(8月31日より)

②議会改革と住民参画

ここでは、議会や議員側の改革と住民参画の二

次に、「二元代表制」についてお話ししましょう。二元代表制は日本国憲法第九十二条に基づき、日本の地方行政の骨幹です。

日本国憲法第九十二条
地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。(以下略)

つまり、地方行政には住民から選挙で選ばれた住民代表が、首長と議会の二元化されているわけです(間接民主主義)。首長はその権限で地方行政を執行し、議会はその行政行動を監視してその役割をこなしていきます。

学生の頃は理解していても、地方選挙と国政選挙が同時に行われることが多々あるので、なんとなく「国政における『議会』と地方における『議会』」の役割を混同してしまう場合が、お互いにあるのではないかと。

国政における『議会』は、立法機関なので、本来、法律を作成し、国のありかたを決定していく役割を担います。これに対し、地方における『議会』は、議決機関・意思決定機関として、国に意見書を提出する役割を担っています。立法機関ではありません。

議会は首長の文句ばかり言っているなあという意見もありますが、地方議会の役割は、首長の監視ですから、ある意味、(首長の文句ばかり言っている)事が本来の役割となります。…ある意味(笑)

この視点で改革を進めます。特に、しっかりと改革していきなす項目です。

町民の音が届くようにする

「議会は、何をやらなければならないのか？」

「議員は、どうしたら何をやらなければならないのか？」

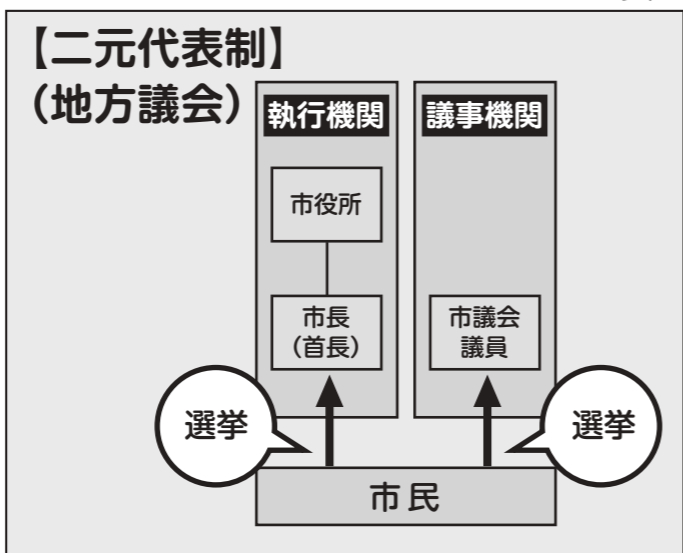
大変、耳の痛い言葉であります。これまで疎かと言つより、積極的に取り組んでこなかったことも事実だと思います。

議会活性化としては、個々の議会報告会(数名は実施)の実施はもちろんですが、「チーム議会」としての「議会報告会」や「住民等との意見交換会」等を積極的に実施して行くこと。またそれぞれの機会において、積極的に「情報を提供」して、主権者である町民の皆様と意見交換を行いながら、「疑問や問題点」また、「ご意見や要望」をしっかりと受け止めて、議会一丸となって、解決していくよう取り組むべきだと考えます。

改革 ちよつと、その前に... 「議会の権限」と「二元代表制」について、お話をします。

まず「議会の権限」について、表1に主な権限を上げました。最大の権限は、「決議権」です。町の条例や予算は、議会の決議がなければ、成り立ちません。町民が身近に活用できるのが「請願受理権」です。多義に渡る請願を受け付け、常任委員会で審査して、審議します。

表2



西原町議会をのりする 「町民に開かれた議会とは」

そんな中、去る11月16日(水)に西原町議会初「議会活性化調査特別委員会」の中間報告と意見交換会が町内外から61人の参加のもと、開催しました。

一部では、議会制度や議会の役割、活性化委員会の取組状況や議員活動などを基調動画で紹介しました。そして、二部では町民の皆様と「町民に開かれた議会とは」をテーマに、意見交換を行いました。

表1

・議会の主な権限には次のものがあります。

決議権	条例を制定・改廃すること。予算を決め、決算を認定すること。
選挙権	議長、副議長、選挙管理委員などを選挙すること。
検査権・監査請求権	町の事務が議会の決議通り執行されているか検査したり、監査委員に監査を求め請求すること。
調査権	議会が町の事務を調査すること。
意見書提出権	町の公益に関する事柄について、国などの関係機関に対して意見書を提出すること。
請願受理権	請願を受け付け、審査すること。

参加者からは、「政務調査費の総額や使途について、問題はないか」、「一般質問がダブったりしているので、議員同士が勉強会をもって、自身の深い質問にするべき」。また、「議員はもっと情報を住民に提供するべきで、報告会等を積極的に行ってほしい」、「各種団体等と積極的に意見交換を行うべき」。さらには、「もっと地域活動に加わるべき」などのご意見がありました。

当日、参加者にアンケートを実施したところ、53人(参加人数61人中)から回答をいただきました。西原町議会は住民に開かれた議会だと思ふかとの問いに対し「住民の意見を聞く機会が少なくない」、「今回の企画の姿勢から期待したい」等のご意見がありました。住民に開かれた議会に必要なものは何かとの問いでは、「住民や各種団体との意見交換」、「住民参画と情報公開」、「地域の要望を聞く事」などのご意見がありました。その他には、「傍聴の呼びかけが足りない」、「議員に定年制を設けるべき」、「若い議員が出やすい環境づくり」の意見もありました。今回は、スタートにすぎません。皆様のご意見を参考にし、議会報告会や意見交換会などを積極的に計画したいと思います。

* 次回の「議会だより」は、今回の意見交換会の詳しい内容やアンケート調査の結果を特集ページで取り上げます。

